

環境衛生課緊急事態対応手順書

文書番号

PN013-2

1. 目的

この手順書は、環境衛生課で発生する可能性のある「廃棄物収集・運搬時の飛散・流出」に伴う被害及び汚染を緩和もしくは予防するために定める。

2. この手順書の及ぶ範囲

この手順書は環境衛生課に適用する。

3. 責任と責務

当該部門内責任者はこの手順書に基づき必要な緩和処置、予防処置、教育、訓練、連絡を行う。

4. 対応手順(緩和・予防処置)

緊急事態の連絡体制については、環境衛生課緊急事態連絡体制系統図『環衛緊-1①』に従い、外部からの通報による場合の連絡体制は環境衛生緊急事態連絡体制系統図『環衛緊-1②』に従う。尚、緊急事態が夜間に発生した場合は環境衛生課緊急事態連絡体制系統図『環衛緊-2』による。

(緩和処置)

1) 固形状廃棄物については、

- (a) 飛散した廃棄物を細引、ロープ、容器等で速やかに収集し、以降の飛散を防ぐ処置をとり、部門内責任者に連絡する。
- (b) 落下、飛散した廃棄物から液状のものが付近に流出した場合は、容器で掬うか吸収材料(ウエス等)を用いて処置した後、水で洗って消毒剤や脱臭剤を散布することにより後始末を確実にこなう。

2) 液状廃棄物については(バキューム車等使用)

- (a) 速やかに流出口を塞ぎ、以降の流出拡散防止の処置をとる。
- (b) 発生原因者は直ちに上記の対応策を実施し、部門内責任者に連絡する。
- (c) バキュームの使用が不可能な場合、上記1)の(b)の項と同様の処置をとる。
- (d) 回収に使用した吸収材料等は産業廃棄物として扱い、その他の廃棄物と区別する。

※尚、緩和処置作業を行う時は保護具を使用すること。

※環境衛生課従業員は、汚染除去及び緩和処置に協力すること。

3) 部門内責任者は緩和処置の記録を「緊急事態訓練記録」([様式『緊-1』](#))

に記録し、必要な改善策を取り、報告書に記載し、これを環境管理責任者に提出する。

(予防処置)

不用なスピードを出さない等、安全運転教育を実施し、交通事故を未然に防止する。

又、「廃棄物処理受委託管理要領書」を遵守するとともに、下記の点を特に注意する。

1) 固形状廃棄物について

(a) ネット、シート、ロープ等により落下・飛散防止の策を確実にこなう。

(b) 積載物の高さ制限の履行により、飛散防止を確実にする。

2) 液状廃棄物について

(a) コック部よりの流出防止のため当該受け皿用容器を常時携行する。

(b) バキューム車による収集・運搬においてホース内を確実に吸引するため、積み過ぎをしない。

5. 緊急事態対応訓練

部門内責任者は環境衛生課の緊急事態対応訓練を「[環境関連教育・訓練手順書](#)」に基づいて実施する。実施は毎年4月から7月の間に行い、訓練内容と参加者を必要事項と共に「緊急事態訓練記録」([様式『緊-1』](#))に記録する。

部門内責任者は訓練実施後手順に不都合があると判断したときは、「緊急事態訓練記録」([様式『緊-1』](#))に記録し、環境管理責任者に報告する。

関連文書等

環境衛生課緊急事態連絡体制系統図『環衛緊-1』

環境衛生課緊急事態連絡体制系統図『環衛緊-2』

環境衛生課緊急事態連絡体制系統図『環衛緊-3』

緊急事態訓練記録 ([様式『緊-1』](#))

関連法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

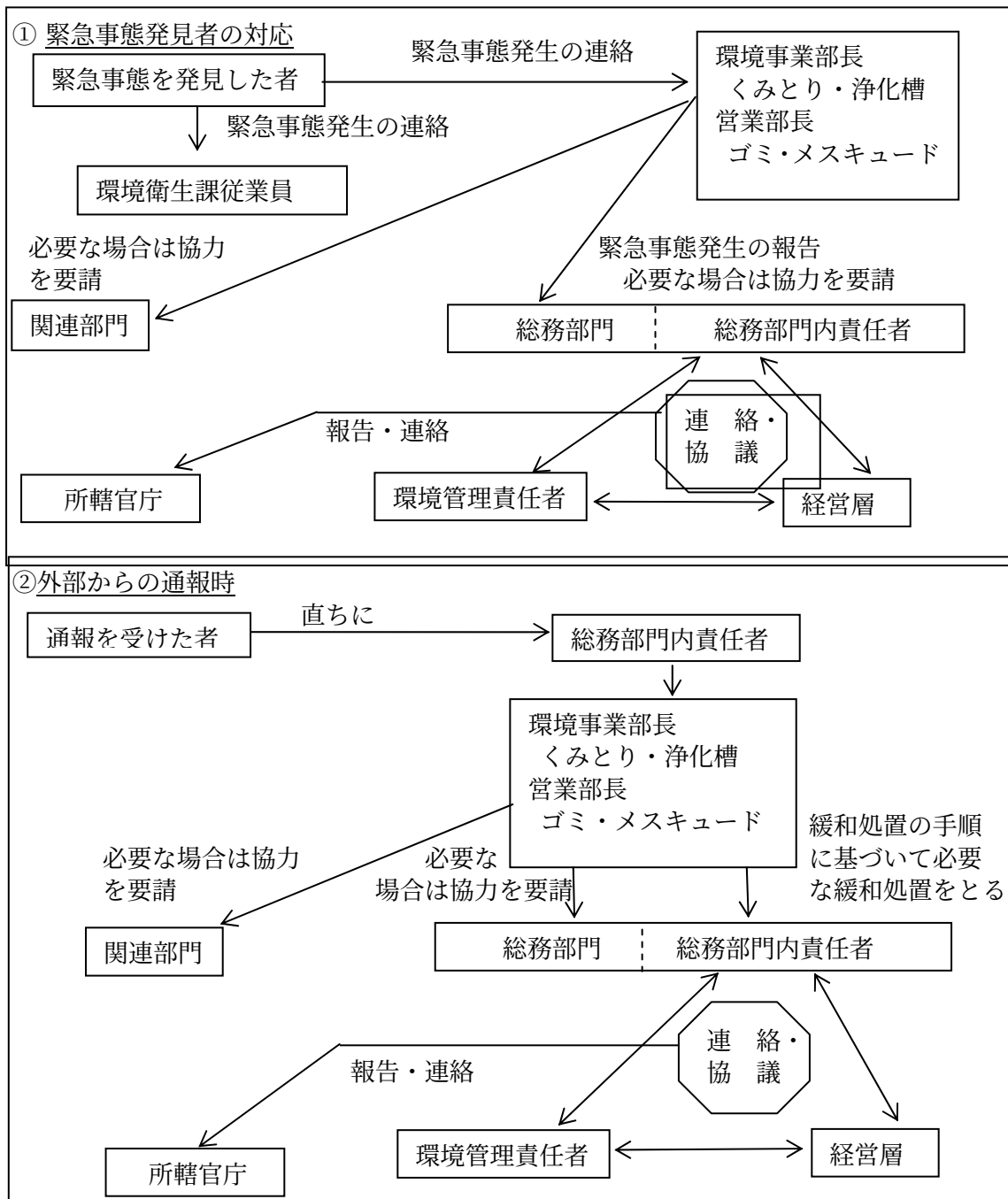
各市町村一般廃棄物収集運搬許可基準

各県産業廃棄物収集運搬許可基準

制定・改訂履歴表				
改訂版番号	改訂理由と主な改定内容	改訂年月日	事務局印	承認者印
第1版	初版	H.11.11.15		許田
第2版	環境推進委員会による全面見直し	H.12. 1.15		許田
第3版	訓練記録様式の見直し	H.12. 3.29		許田
第4版	緊急時連絡先リストの追加	H.14. 3. 1		許田
第5版	記録の変更	H.16. 1.13		許田

『環衛緊－１』環境衛生課 緊急事態連絡体制系統図

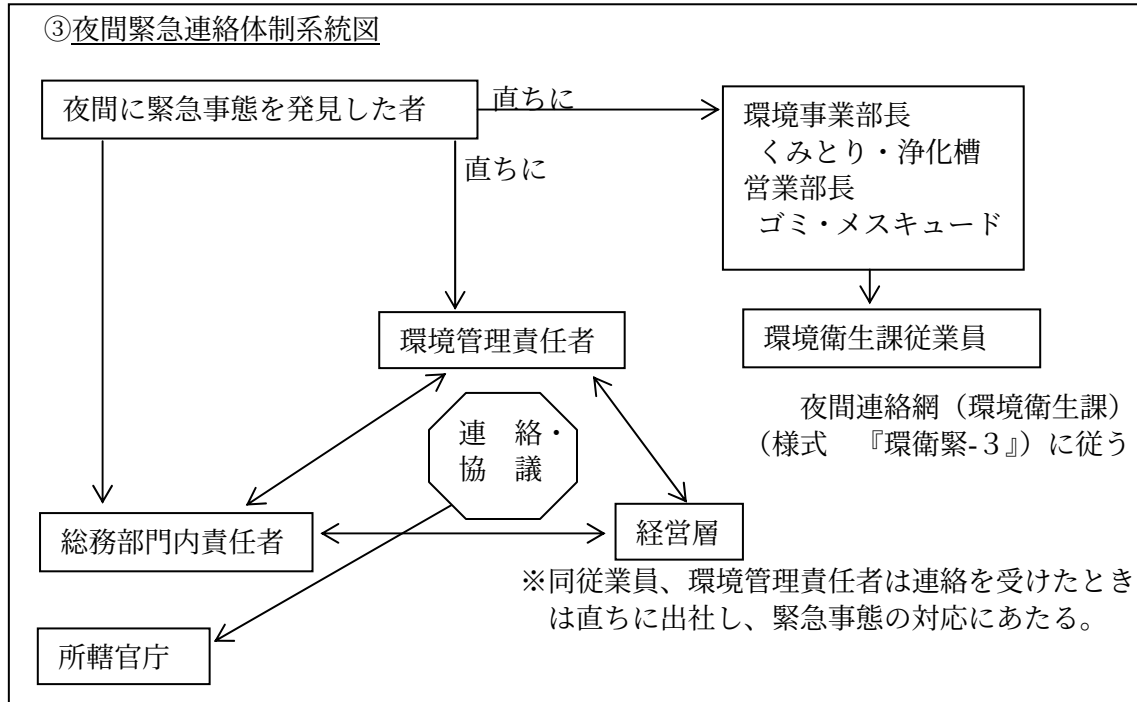
- ・ 緊急事態発生時の連絡の体制を系統図として以下に示す。
- ・ 緊急事態発生時にはこの図にしたがって必要な事項を連絡すること。



『環衛緊 2』

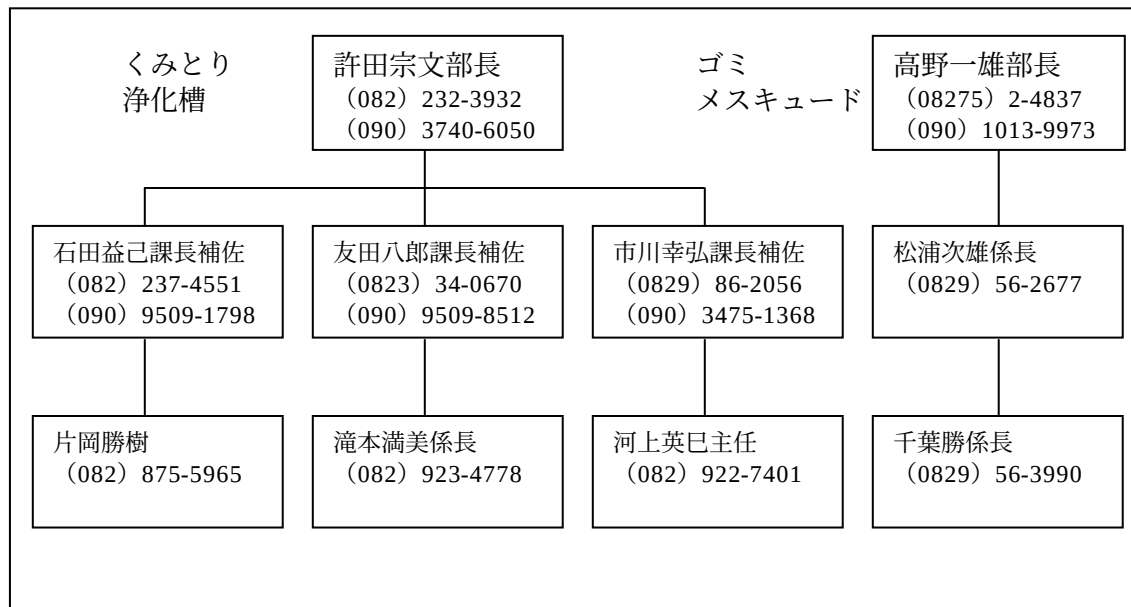
環境衛生課緊急事態連絡体制系統図

③夜間緊急連絡体制系統図



『環衛緊-3』

夜間連絡網（環境衛生課）



様式 『緊－1』

緊急事態訓練記録

緊急事態発生・訓練日時			
発生・訓練内容			
対応者又は参加者 総括責任者並びに 対応状況			
届出・報告等	日時	届出先・別紙報告書の有無	
手順の見直し結果			
報告書作成者（部門内責任者） 日付		確認者（環境管理責任者） 日付	
印		印	

保存期間 3年

緊急時連絡先リスト

汚泥・し尿の流失・飛散事故時

(広島市)

広島市環境局 業務第二課 浄化槽係 (TEL 082-504-2223)

広島市環境局 業務第二課 し尿係 (TEL 082-504-2222)

(住所 中区国泰寺町一丁目6-34)

(大野町)

大野町役場 環境対策課 (TEL 0829-55-2000) 代表

(住所 佐伯郡大野町大国 1-1-1)

(廿日市市)

廿日市市役所 環境政策課 (TEL 0829-20-0001) 代表

(住所 廿日市市下平良 1-11-1)

ごみの飛散事故時

広島市環境局 業務第一課 (TEL 082-504-2219)

(住所 中区国泰寺町一丁目6-34)